

# 5 東日本大震災からの復興支援のための税制

## ■福島におけるイノベーション・コースト構想や 風評被害対策に係る特例の創設

○福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点6分野(※)の取組を促進するため、新産業創出等推進事業実施計画につき福島県知事から認定を受けた法人が、新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する設備投資を行う場合や、当該区域内に所在する事業所において避難対象雇用者等を雇用した場合に、特例措置を講ずることとします。

※①廃炉等、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産、⑤医療関連、⑥航空宇宙

特例の内容	措置の内容
①設備投資に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置・器具備品<sup>※</sup>：即時償却又は15%の税額控除 (※)器具備品は一定のものに限る。</li> <li>・建物・構築物：25%の特別償却又は8%の税額控除</li> </ul> <p>※福島県知事による新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの投資が対象(下記③の特例の期限についても同様)</p>
②雇用に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象雇用者等(①)又は一定の雇用者(②③)に対する給与支給額の15%の税額控除</li> <li>①平成23年3月11日において福島県内の沿岸12市町村に居住又は勤務していた者</li> <li>②平成23年3月1日において福島国際研究産業都市区域(福島県内の15市町村)内のうち沿岸12市町村を除く区域内に居住又は勤務していた者</li> <li>③新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者</li> </ul> <p>・事業者の実施計画の認定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度の当該期間内に支給する給与等を対象とする。</p> <p>※福島県知事による新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までに福島県知事の認定を受けた法人が対象</p>
③開発研究用資産の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発研究用資産の即時償却</li> <li>・償却費について研究開発税制の特別試験研究費(控除率20%)とすることが可能</li> </ul>

○福島県における特定風評被害による経営への影響に対処するため、福島県知事の作成する特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動(※)の実施につき福島県知事の指定を受けた法人が、福島県内において、その特定事業活動に係る事業の用に供する設備投資等を行う場合やその事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合に、特例措置を講ずることとします。

※農林水産関連及び観光関連産業に属する事業者が、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、設備投資等の事業活動

特例の内容	措置の内容
①設備投資に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置・器具備品<sup>※</sup>：即時償却又は15%の税額控除 (※)器具備品は一定のものに限る。</li> <li>・建物・構築物：25%の特別償却又は8%の税額控除</li> </ul> <p>※福島県知事による特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの投資が対象</p>
②雇用に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定被災雇用者等<sup>※</sup>に対する給与の支給額の10%の税額控除 (※)平成23年3月11日において、福島県内の事業所に勤務していた者又は福島県内に居住していた者</li> </ul> <p>・福島県知事の指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度の当該期間内に支給する給与等を対象とする。</p> <p>※福島県知事による特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までに指定を受けた法人が対象</p>